

基本目標 5

自然を活かした調和と安心のまちづくり

(防災、環境、克雪)

1 安全な市民生活の確保



(1) 危機管理体制の強化

【現状と課題】

- ① 平成16年に発生した中越大震災から16年が経過し、震災を経験していない市民が増加しています。災害の経験は、その後、災害に直面した際に貴重な教訓として活かせることから、震災の記録と教訓をいつまでも継承する必要があります。
- ② 地震災害、風水害、原子力災害など様々な災害から大切な生命や財産を守るため、市民一人ひとりが防災や減災に対する意識を高めていくことが必要です。本市では、自主防災組織が95団体組織され、平成24年に組織率100%を達成しています。地域ぐるみでの防災力強化のため、自主防災組織の活動を支援し、組織の強化を促進する必要があります。
- ③ 平成30年7月の西日本豪雨、令和元年10月の東日本台風、令和2年7月の広範囲に及ぶ豪雨など、数十年に一度と言われるような大規模な風水害が全国各地で毎年のように発生しています。こうした災害に的確に対応するには、ハザードマップなどの防災情報の広報をはじめ、平常時から災害に備える意識の啓発に取り組むことが重要です。
- ④ 大規模な風水害や地震災害が発生した場合に、緊急応急対策や復旧作業を円滑に行うことを目的として、平成19年に小千谷市建設業協会と災害時の応援業務に関する協定を、平成20年に2業者とレンタル機材の供給に関する協定を締結しています。今後、作業用機械の運転に精通した人員が減少していくことが想定されることから、大規模災害に対応できるよう作業用機械を運転する人員を確保することが必要です。
- ⑤ 本市の大半の地域は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内に位置しており、同発電所の過酷事故に備えるため、平成28年に広域避難計画を策定しました。原子力災害が発生した際は、自然災害とは大きく異なる対応が求められるため、市民に対し、避難計画などの情報をわかりやすく周知する必要があります。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への対策として、市民の日常生活における新しい生活様式の定着を図ることにより、感染予防と感染拡大防止に努める必要があります。また、災害時の避難所の運営における感染症対策の備えが必要です。
- ⑦ 災害時に避難所などで必要となる備蓄品は、感染症対策などの新たな備えも含めて多種、多量となることから、平常時の保管場所と災害時の支援物資を集配場所の確保が必要です。
- ⑧ 国の国土強靭化アクションプランに合わせて小千谷市耐震改修促進計画の見直しを行い、木造戸建住宅の耐震化対策をさらに進める必要があります。

【施策の基本方針】

① 中越大震災の経験と教訓の継承

おぢや震災ミュージアムそなえ館と連携し、中越大震災の経験・教訓と防災に関する知識を次世代に継承するための学ぶ機会を提供します。

② 防災意識の啓発と組織強化

様々な災害から市民の大切な命や財産を守るためには、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たすことが重要であることを自主防災組織と連携して実施する防災訓練や学習会を通して啓発します。これにより市民一人ひとりの防災と減災の意識の高揚を図り、自主防災組織の強化と地域防災力の向上を目指します。また、自主防災組織の活動に必要な防災物品の購入補助制度を継続し、防災活動を支援します。

③ 風水害に備える意識の啓発と情報発信

多発する風水害に対応するため、新潟県から公表される県管理河川における最大規模の浸水想定に基づく洪水ハザードマップを整備し、既に作成されている信濃川洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップと併せて、危険箇所を市民に周知するなど、平常時から災害に備える意識の啓発を図ります。また、緊急時には警戒情報に基づく避難準備や避難勧告等の情報を迅速に伝えるため、全戸に配置している緊急告知ラジオの活用と併せて、緊急情報メール配信サービスやSNS等を通じた情報発信の充実を図ります。

④ 大規模災害の緊急応急対策や復旧作業のための体制強化

大規模な風水害や地震災害発生時の緊急応急対策や復旧作業をより迅速かつ的確に行うために、国土交通省の緊急災害対策派遣隊や自衛隊などの活用と併せて、多くの作業用機械による作業が円滑に進むように建設業団体における広域的な支援体制の構築を推進します。

⑤ 原子力防災知識の向上

新潟県が行う原子力防災訓練への参加や市独自の原子力防災訓練を積極的に行うとともに、訓練により明らかになった課題や改善点などを広域避難計画などに反映させ、非常時に備えた体制強化に努めます。また、訓練と併せて原子力防災に関する学習会や説明会を実施し、知識の向上を図ります。

⑥ 各種計画・各種マニュアルの見直し

近年多発する風水害や感染症対策を踏まえた新しい生活様式に対応した各種計画・各種マニュアルの見直しを行い、非常時に備えた体制の強化に努めます。また、大規模な災害を想定した災害時相互応援協定締結自治体との支援・受援体制の確立に努めます。

⑦ 防災施設整備の検討

東小千谷地区に整備した防災公園内に、様々な災害に備えた備蓄倉庫や支援物資の集配機能を備えた防災施設の整備を検討します。

⑧ 耐震改修の促進

小千谷市耐震改修促進計画の改訂を行うとともに、耐震化促進の補助制度の周知と耐震住宅の普及を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
防災訓練実施事業	総合防災訓練・地区別防災訓練・原子力防災訓練の実施
中越大震災ネットワークおぢや研修事業	中越大震災ネットワークおぢやを通じた住家の被害認定調査などの研修の実施による災害時の対応力の向上と相互支援が可能となるネットワークの構築
木造住宅耐震診断・改修・設計等補助事業	木造住宅耐震診断費補助、耐震改修設計・工事費補助、部分補強費補助

【5年後の目標値】

○自主防災会による訓練実施数

年 度	実施回数
令和元年度	29回
令和7年度（目標値）	40回

○緊急情報メール配信サービス登録者数

年 度	登録者数
令和元年度	4,824件
令和7年度（目標値）	5,500件

○戸建住宅の耐震化率

年 度	耐震化率
令和元年度	74.6%
令和7年度（目標値）	85.0%

(2) 消防・救急体制の充実

【現状と課題】

- ① 本市は、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を教訓として、木造建物密集地域火災防ぎょ計画の見直しを行いました。あのような大規模火災も念頭に置き、消防車両、装備、消防施設を計画的に充実させるとともに、消火活動が広範囲に及ぶ火災に備え、近隣自治体などの関係機関との緊密な連携を図る必要があります。
- ② 火災における逃げ遅れの防止には住宅用火災警報器の設置が有効ですが、本市が行った火災警報器設置率調査によると、平成26年度の97%（条例適合設置率は81%）から令和元年度は87%（条例適合設置率は65%）まで低下したため、設置率向上に向けた啓発の強化が必要です。
また、本市の平成27年から令和元年までの火災による死傷者数は14人で、うち8人が60歳以上であることから、火災における高齢者の逃げ遅れを防止する対策を強化する必要があります。
- ③ 救急現場における救命率向上には、傷病者を最初に発見した人の救急に対する知識のほか、AED（自動体外式除細動器）を使用できる環境が重要です。本市の消防本部において年間約60回実施している市民向け救急講習による知識の普及と令和2年4月1日現在104の事業所が登録している「救命サポート事業（事業所のAEDの活用を目的とした事業）」の拡充を図る必要があります。
- ④ 本市の平成27年以降の5年間における救急車の年間平均出動件数は約1,360件で、搬送者のうち重症は15.5%でした。救急救命の目的は、重度傷病者の生命の危機を回避させ、社会復帰に繋げることにあるため、プレホスピタルケア（病院前救護）体制の充実と医療機関や新潟県ドクターヘリ運航機関などとの連携強化が必要です。
- ⑤ 本市の消防団員数は、750人の定員に対して令和2年4月1日現在で635人、充足率は約85%であり、平成27年4月1日現在と比較して56人減少していることから、地域の防災力の低下が懸念されています。

【施策の基本方針】

① 消防車両、装備、消防施設の充実と関係機関との連携

木造建物密集地域の大規模火災にも対応できるよう、消防車両、装備、通信指令施設を計画的に更新するとともに、耐震性防火水槽や消火栓の整備を継続します。

また、消防活動が広範囲に及ぶ大規模火災に備えるため、平常時から近隣自治体の消防本部や消防団などの関係機関と連携し、訓練を実施します。

② 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、本体や電池の交換時期を経過しているものが多いため、適切に交換するよう周知するとともに住宅防火モデル地区の指定などにより地域ぐるみの防火に対する市民の意識の高揚を図ります。

また、一人暮らし高齢者宅への訪問や高齢者を対象とした防火指導により、火災における逃げ遅れ事故の防止を図ります。

③ 救急体制の強化

救急需要に適切に対応するため、高規格救急自動車と高度救命資器材の整備を継続します。

また、救急講習会の開催により市民が自ら救急活動を行う意識を高めるとともに、救命に欠かせな

基本目標 5 自然を活かした調和と安心のまちづくり（防災、環境、克雪）

いAED（自動体外式除細動器）を配置している事業所などとの協働により「救命サポート事業」を推進し、救命率の向上を目指します。

④ 消防団員の確保と活動しやすい環境の整備

令和2年度における第四次消防団整備計画の前期見直しに基づき、消防団への加入促進を図ります。また、消防団活動の安全性の向上を目的とした活動服やヘルメットなどの個人装備の更新を図るとともに、消防団車両のオートマチック化を進めるなど、団員が活動しやすい環境の整備に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
消防施設整備事業	消防車両などの充実、通信指令施設の更新 消防水利施設の整備、広範囲大規模火災対応訓練の実施
住宅防火対策推進事業	住宅用火災警報器の適合設置率の向上、住宅防火モデル地区の指定、高齢者に対する防火指導
救急業務高度化推進事業	救急車・高度救命資器材の充実、救急（救命）講習の推進、救命サポート事業の促進
消防団整備事業	消防団員の加入促進、活動環境の整備

【5年後の目標値】

○火災出火率

年度	出火率*	出火件数	死傷者数（死者数）
令和元年度	4.26件	15件	4人（0人）
令和7年度（目標年度）	2.56件	9件	0人（0人）

※出火率：年間火災件数÷住民基本台帳（各年度3月31日現在）×1万人

○住宅用火災警報器設置率

年度	設置率*（条例適合設置率*）
令和元年度	87%（65%）
令和7年度（目標年度）	98%（95%）

※設置率：小千谷市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅部分のうち、1箇所以上設置されている世帯の占める割合

※条例適合設置率：小千谷市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅部分の全てに設置されている世帯の占める割合

(3) 交通安全と防犯の推進

【現状と課題】

- ① 本市の交通事故発生件数は平成28年が95件でしたが、令和元年は54件で41件減少しています。しかし、高齢者が関係する事故の割合は、平成28年の44%から令和元年の54%へと上昇しています。今後更に事故発生件数を減少させるためには、引き続きカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備に加え、高齢者が関係する事故の防止について重点的に啓発する必要があります。
- ② 本市の刑法犯認知件数は平成28年が189件でしたが、令和元年は119件で70件減少しています。しかし、そのうち、件数は少ないものの、被害額が1件で10万円から100万円単位にまで及ぶ特殊詐欺が毎年発生しています。詐欺の手口は多様化しており、被害防止のためには警察などの関係機関と連携し、啓発を継続することが重要です。
- ③ 本市は、平成29年度から消費生活相談員の配置時間を増やし、相談体制を強化しました。インターネットの急速な普及に伴い、消費者の消費形態が多様化しており、相談件数は平成28年度の30件から令和元年度の103件へと3倍以上に増加しています。今後も関係機関との連携により市民に対する啓発に取り組むとともに、相談体制を維持し、消費者トラブルや被害の未然防止を図る必要があります。

【施策の基本方針】

① 交通安全の推進

警察、交通安全協会、学校、認定こども園、保育園、町内会などの関係機関・団体と連携し、交通安全運動や交通安全教室などを実施し、意識の高揚を図ります。また、小千谷市交通安全計画に基づき、高齢者の事故防止や歩行者の安全確保などに取り組みます。

② 交通安全施設の整備

交通安全協会などの関係機関との連携により事故危険箇所を把握し、カーブミラー、道路区画線、ガードレールなどの交通安全施設を整備し、安全性の向上に努めます。

③ 防犯の推進

様々な犯罪被害を防止するため、警察、防犯協会、町内会などの関係機関・団体と連携し、広報などにより市民の防犯意識の高揚に努めます。また、特に犯罪による被害が心配される子どもや高齢者を守るため、学校、家庭、地域と連携し、パトロールなどの防犯活動を推進します。

④ 消費者行政の推進

多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員を引き続き配置するとともに、消費者協会などの関係機関と連携し、消費者に対する啓発活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要
交通安全推進事業	交通安全運動の実施、交通安全教室の実施などの啓発活動
交通安全施設整備事業	カーブミラー資材支給、道路区画線整備、ガードレール設置・修繕
防犯対策事業	防犯灯設置のための補助、通話録音装置の貸与、犯罪被害防止のための啓発活動
消費者行政事業	消費生活相談・無料法律相談の開設、消費生活被害防止のための啓発活動

【5年後の目標値】

○小千谷市の交通事故発生状況

年	事故発生件数	死傷者数	
		死者	傷者
令和元年	54件	3人	62人
令和7年（目標年）	50件	0人	60人

○消費生活相談の開設日数

年度	日数
令和元年度	240日
令和7年度（目標年度）	240日



交通安全教室

2 自然と共生する循環型社会の推進



(1) 自然環境との共生

【現状と課題】

- ① 本市は、信濃川や森林など四季折々に様相が変化する豊かな自然に恵まれており、これらの貴重な自然や生態系を保全し、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- ② SDGsの実現に向けた取組が世界各国で進められており、本市においても環境保全活動により良好な環境と景観を維持していく必要があります。
- ③ 平成28年に日本が批准したパリ協定¹に基づき、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を大幅に削減するため、市民、事業者、行政の協働により、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進する必要があります。
- ④ 令和元年度には、本市でもツキノワグマ10件・12頭、イノシシ9件・12頭の見撃情報が寄せられ、民家近くへのツキノワグマの出没やイノシシなどによる農業被害が確認されており、人身被害や農作物被害を防止する取組が必要です。
また、有害鳥獣を捕獲、駆除する人材の確保と育成が求められています。
- ⑤ 気候変動・地球温暖化が地球規模の深刻な環境問題として議論される中で、いかに化石燃料の使用を減らして、人間の活動から発生する温室効果ガスの排出を削減し、地球の温度上昇を食い止めるかが大きな課題となっています。化石燃料を中心としたエネルギーの消費を減らす省エネルギーの推進が引き続き必要です。

【施策の基本方針】

- ① **自然や生態系の保全と啓発**
自然は市民共有の財産であることから、豊かな自然と生態系の保全に努め、その重要性について啓発します。
- ② **快適な生活環境の保全と創造**
豊かな自然に恵まれた快適な生活環境を維持するため、市民、事業者、行政の協働により環境の保全と創造（公害のない暮らしやすく個性あるまちづくりの推進）に取り組みます。
- ③ **環境に関する調査・監視の実施**
国、県などの関係機関との連携により大気汚染、水質汚濁などの状況を定期的に調査し、監視を継続するとともに、これらの情報を公表し、環境保全の啓発に努めます。

¹ パリ協定：2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）にて、1997年の京都議定書に代わって温室効果ガス削減について新たに取り決めた国際的枠組み。日本は2030年度に2013年度比26%（約10億4200万 t-CO²）の削減を約束している。

④ 地球環境に関する啓発

地球温暖化、光化学スモッグ、PM2.5などの環境問題に関する情報を市民に提供し、地球環境に対する意識を高めます。

⑤ 有害鳥獣対策の推進

自然環境や生態系との共生を目指すものとしませんが、ツキノワグマやイノシシなどによる人身や農作物の被害を未然に防止するため、関係機関と連携し、必要により有害鳥獣の捕獲、駆除を行います。また、猟友会と連携し、有害鳥獣を捕獲、駆除する人材の確保・育成を支援します。

⑥ 省エネルギーの推進

LED照明をはじめとした省エネ型家電製品などの省エネルギー機器の導入や冷暖房機器などの設定温度を適正にすることで電気使用量の削減に努め、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出の削減を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要
環境啓発事業	環境基本計画の年次報告作成と公開、環境意識の啓発
省エネルギー設備導入推進事業	公共施設における省エネルギーの推進、低燃費・低排出ガスの公用車の導入
環境うるおい基金事業	信濃川の河川環境の維持向上など、環境との調和を図るための事業の実施
有害鳥獣対策事業	関係機関との連携による、有害鳥獣の捕獲、駆除を行う人材の確保・育成に対する支援

【5年後の目標値】

○森林の保全運動参加者数

年 度	参加者数
令和元年度	349人
令和7年度（目標値）	300人

○市有施設への省エネ設備（LED照明）導入施設数

年 度	導入施設数（累計）
令和元年度	9施設
令和7年度（目標値）	11施設

○多自然型水路の整備延長

年 度	延長距離
令和元年度	2,813m
令和7年度（目標値）	2,900m

○小千谷猟友会会員数

年 度	会員数
令和元年度	18人
令和7年度（目標値）	18人

(2) 資源リサイクルの推進

【現状と課題】

- ① 廃棄物による環境への影響を低減させるため、ごみの減量化と資源の循環利用により限りある資源を有効に利用する取組が求められており、今後も循環型社会を推進していく必要があります。
- ② 家電4品目をはじめとする粗大ごみの不法投棄、空き缶やペットボトルなどのポイ捨て、ごみの野焼きなどが後を絶ちません。これらの行為は生活環境を汚染する原因となるため、地域ぐるみで防止に取り組むよう、啓発を進める必要があります。
- ③ クリーンスポット大原の最終処分場は、処分容積121,640m³で平成9年度に整備しました。平成16年の中越大震災による大量搬入の影響もあり、令和元年度末現在の容積率は約67.21%となっています。現在は、費用対効果の検討に基づき、県外の最終処分場へ埋め立てごみを搬出して施設の延命化を図っています。また、令和2年度に基幹的設備改良工事を実施した廃プラスチック減容化施設とリサイクルプラザについても、令和元年度に第2期長寿命化計画を策定し、計画的に設備の更新を進めています。
- ④ ごみ焼却処分施設の時水清掃工場は、処理能力120t/日（60t/24h×2炉）で平成2年4月から稼働し、30年を経過しており施設の老朽化が進んでいます。令和元年度に第2期長寿命化計画を策定し、計画的に設備の更新を続けています。
- ⑤ し尿処理施設の衛生センター清流園は、昭和51年度にし尿処理施設（第一工場）、昭和57年度に浄化槽汚泥処理施設（第二工場）を整備し、計90kl/日の処理施設として稼働してきました。その後、施設の老朽化と公共下水道などの普及に伴うし尿搬入量の減少に対応するため、平成25年度に基幹的設備改良工事が完了し、現在は計画処理量25kl/日の施設として稼働しています。平成22年度に施設延命化計画、平成24年度に長寿命化計画をそれぞれ策定し、計画的に設備の更新を続けています。
- ⑥ いずれの施設も、経年による施設の老朽化が進み、また、最終処分場については埋立許容量の問題もあることから、施設の更新や広域連携など、費用対効果を踏まえ今後の施設のあり方を検討する体制を早急に整備する必要があります。

【施策の基本方針】

① ごみの減量化と再資源化の推進

ごみの減量に関する啓発や取組方法、新たな事例などを広報で紹介するなどしてごみの分別を徹底し、3R運動（ごみの減量（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））を推進します。また、「おぢやのごっつお食べ切り運動」の広報や事業所を対象とする啓発により事業系ごみの減量化に取り組むとともに、町内会など地域で実施する資源物集団回収を支援し、ごみの減量化と再資源化を推進します。

② 不法投棄対策の推進

不法投棄やごみの野焼きの防止のため、啓発活動に取り組むとともに、町内会や関係機関と連携し、パトロールの実施や監視カメラの活用などの対策を推進します。

③ 衛生施設の適正管理と今後の基本方針策定

一般廃棄物最終処分場は、埋立許容量が少ないことから、焼却灰や不燃残さなどについては引き続き県外へ搬出することにより施設の延命化を図ります。

時水清掃工場と衛生センター清流園は、それぞれの長寿命化計画を踏まえて適切な施設管理に努めます。

各施設について、本市単独での再整備、近隣自治体との共同利用、市外の施設への処理委託など今後の施設のあり方を、費用対効果を含めて検討するための体制を早急に整備し、基本方針を策定します。

【主要事業】

事業名	事業概要
ごみ減量化・再資源化事業	3R運動、古紙の分別回収、おぢやのごっつお食べ切り運動、資源物集団回収に対する支援、生ごみ処理機器の購入に対する補助
環境衛生向上事業	ごみ収集場所の整備に対する補助、不法投棄やごみの野焼きの監視、ごみゼロ運動
衛生施設整備事業	ごみ・し尿処理施設の設備更新、焼却灰などの最終処分委託、施設整備基本方針の策定

【5年後の目標値】 ※令和7年度の目標値は「小千谷市一般廃棄物処理基本計画」による

○ごみ排出量

年 度	燃やすごみ	埋立ごみ	資源ごみ	計
令和元年度	11,050t	838t	2,149t	14,037t
令和7年度（目標年度）	7,988t	574t	2,589t	11,151t

○資源物集団回収量

年 度	古紙類					金属類		計
	新聞	雑誌・チラシ	ダンボール	牛乳パック	計	アルミ	スチール	
令和元年度	170t	245t	98t	1t	514t	2t	1t	517t
令和7年度（目標年度）	296t	426t	171t	2t	895t	3t	2t	900t

○古紙分別回収量

年 度	新聞紙	雑誌・チラシ	ダンボール	計
令和元年度	119t	237t	115t	471t
令和7年度（目標年度）	202t	403t	195t	800t

○一人1日あたりごみ排出量とリサイクル率

年 度	一人1日あたりごみ排出量	リサイクル率
令和元年度	1,099 g (1,139 g)	18.4% (21.3%)
令和7年度（目標年度）	900 g	23.0%

※（ ）内は、一部大型小売店舗回収分を含む。



古着などのリサイクル回収

(3) 再生可能エネルギーの推進

【現状と課題】

- ① 地球温暖化の抑制や脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーを活用する取組は、国際的に大きな潮流となっています。また、国内では、原子力施設の事故による電力の需給逼迫や自然災害による大規模停電が発生しており、非常時への対応として自立分散型電源の確保が求められています。
本市でも、環境や防災の観点から、市民、事業者、行政がエネルギーに対する理解を深め、相互に協力しながら再生可能エネルギーの活用を推進する必要があります。
- ② 本市は、全国有数の水力発電所やガス田があり、市内外の住民の生活や様々な産業を支える「エネルギーのふるさと」といえます。しかし、市内の再生可能エネルギーの導入状況を見ると、令和2年3月時点の固定価格買取制度（F I T）²認定設備件数は、22件と県内で最下位となっています。今後は、地域のエネルギー資源を市内で有効活用し、産業振興や地域の活性化など多様な効果に繋げることが必要です。

【施策の基本方針】

- ① **地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入**
太陽光、地中熱、雪冷熱など、地域の再生可能エネルギーを地域で利用する「エネルギーの地産地消」に取り組みます。また、多様なエネルギー源による自立分散型のエネルギー需給構造へ転換することで、災害に強い安定的なエネルギー源の確保に努めます。
- ② **再生可能エネルギーによる地域産業の活性化**
再生可能エネルギーに対する事業者の取組を促進し、事業活動におけるエネルギーコストの低減や商品の高付加価値化など、事業経営の安定化・活性化を図ります。また、再生可能エネルギーに関連する新たな産業・雇用機会の創出や観光分野との連携により、地域経済への好循環を推進します。
- ③ **環境に関する意識の醸成**
環境問題やエネルギーに関する普及啓発や環境教育・学習機会の充実を進めることで、市民と事業者の意識を高め、取組を実践できる人材を育成します。

² 固定価格買取制度（F I T, Feed-in Tariff）：再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）で発電した電気を、国が定める固定価格で一定期間、電力事業者に買取を義務付けるもの。電力の買取には、国から設備の認定を受ける必要がある。

【主要事業】

事業名	事業概要
再生可能エネルギー導入推進事業	公共施設・地域産業における再生可能エネルギー設備の導入、環境に配慮した公用車の導入、雪冷熱を活用した地域産品のブランド化と都市間交流の推進
環境啓発事業	再生可能エネルギーに関する学習・教育機会の充実

【5年後の目標値】

○公共施設における再生可能エネルギー導入施設数

年 度	施設数（累計）
令和元年度	1 施設
令和7年度	3 施設

※令和元年度の導入済施設：片貝総合センター



片貝総合センターに設置されている太陽光発電パネル

3 暮らしやすい雪国生活の推進



(1) 冬期間交通の確保

【現状と課題】

- ① 本市の冬季における道路交通は、機械除雪、消雪パイプ、流雪溝により確保されています。令和元年度の市道の除雪計画総延長は259kmであり、そのうち機械除雪が142km、消雪パイプが117kmで、市道全体の総延長に対する除雪率は54.4%です。
- ② 機械除雪業者の乗務員の人材・人員不足に対応するため、機械除雪体制を、市内を8ブロックに分け、それぞれ複数の事業所で構成する除雪共同体で実施することで、除雪体制を維持しています。近年は少雪傾向ではあるものの、局地的かつ集中的な多降雪が発生し、交通障害が発生していることから、通勤、通学などへの影響を最小限に抑えるための除雪機械の整備を継続的に行う必要があります。また、市民と市が互いに協力し、地域ぐるみで雪処理を行うことが大切です。
- ③ 消雪パイプは、布設から長期間が経過し、管内の目詰まりや漏水の発生などにより消雪機能が低下している延長が増加しているため、幹線道路を優先して布設替えを計画的に進めており、今後は、幹線道路以外の市道について順次布設替えを行う必要があります。
また、排雪場所が確保できないことや狭隘なために機械による除雪が困難な道路では、その通行確保に苦慮しています。
- ④ 流雪溝は、揚水機場における取水障害や送水管の老朽化による破損が頻発しており、必要なときに使用できない事態が増加しているため、県などの関係機関と連携し、安定して使用できるよう対策を講じる必要があります。
- ⑤ 急傾斜地付近の道路は、雪崩により通行止めとなる場合があることから、生活の維持や救急、防災の観点から、雪崩対策を推進する必要があります。

【施策の基本方針】

- ① **機械除雪体制の整備**
除雪機械の計画的な更新により、機械除雪体制の維持に努めます。また、豪雪時、特に局地的短時間多降雪に対応できるよう、除雪機械の整備を継続的に行います。また、異常降雪に備え生活道路沿線に市民と市が互いに協力し、新たな排雪場の確保に努めます。
- ② **消雪パイプリフレッシュ事業の推進**
経年劣化などにより消雪機能が低下した消雪パイプの布設替え（リフレッシュ）を進め、消雪機能の再生を図ります。
- ③ **消雪パイプ整備事業の実施**
排雪場所が確保できない道路や狭隘なために機械による除雪が困難な道路について、消雪パイプの整備を行います。
- ④ **流雪溝の安定使用のための対策の推進**
県などの関係機関と連携し、流雪溝を安定して使用できるよう、取水障害や送水管の老朽化などへ

の対策に取り組めます。

⑤ 雪崩危険箇所における安全対策の推進

国、県と連携し、雪崩危険箇所における防護施設の設置などを進めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
除雪機械更新事業	ロータリ除雪車などの更新
消雪パイプ整備事業	消雪パイプ未整備路線における新設
消雪パイプリフレッシュ事業	経年劣化した消雪パイプの布設替え
融雪施設整備助成事業	消雪パイプの電気料や消雪用井戸の掘替えなどに対する補助
流雪溝安定使用対策事業	取水障害対策や送水管更新などの促進

【5年後の目標値】

○消雪パイプ布設替え延長

年度	実施延長（平成21年からの累計）
令和元年度	14.2km
令和7年度（目標年度）	19.0km



冬期間の道路除雪

(2) 雪国生活の充実

【現状と課題】

- ① 本市は昭和54年に克雪都市宣言を行うとともに、昭和57年には市と市民が互いに協力し、地域ぐるみで秩序ある雪処理を行うことにより雪を克服し、明るく、住みよい生活環境をつくることを目的とする小千谷市克雪条例を制定し、その目的の実現に向かって様々な事業を推進してきました。
- ② 克雪フェアは、克雪都市宣言や小千谷市克雪条例の趣旨である自助共助による克雪の取組が重要であることなどについて理解すること、そして、雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成を図ることなどを目的として昭和60年から開催しており、令和元年度には約15,000人の来場者がありました。引き続き、その趣旨を理解していただくため、啓発活動を継続する必要があります。
- ③ 市内の住宅は、令和元年度末現在で約28%が融雪、落雪、耐雪などの克雪住宅となっていますが、高齢化が進んでいるため、雪おろし中の事故の危険性が低い克雪住宅の普及を更に促進することや高齢者の負担を減らす消雪施設の設置が必要です。
- ④ 高齢化や過疎化が進み、自ら屋根の雪おろしなどの作業を行うことが困難な65歳以上の単身者数は1,015人（平成27年国勢調査）であり、平成22年以降、1年当たりの平均で約46人増加していることから、除雪支援事業を継続する必要があります。
- ⑤ 平成11年から行われているSOS雪おろし支援事業において、作業を行う会員の高齢化により登録者数が減少していることから、支援を必要とする登録者の依頼に対応できるよう、作業会員の確保に努める必要があります。

【施策の基本方針】

- ① **雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成**
克雪フェアなど様々な機会を通じて、克雪都市宣言、小千谷市克雪条例の意義や雪と親しみ、雪と共生する意識の醸成を図ります。
- ② **克雪住宅の普及促進**
克雪住宅の必要性や支援制度の内容を周知し、克雪住宅の普及を促進します。また、屋根上除雪における転落事故を防止するため、安全対策設備の設置を支援します。
- ③ **高齢者対応型投雪口の整備**
高齢者が流雪溝作業を行う際の負担軽減と安全性の向上を図るため、流雪溝の蓋を軽量の投雪型に取り替えます。
- ④ **SOS雪おろし支援事業における作業会員の確保**
様々な媒体による広報や関係団体への働きかけにより、個人会員と法人会員の確保に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要
克雪フェア開催	克雪フェアの継続実施
克雪すまいづくり支援事業	融雪型、落雪型、耐雪型などの住宅屋根の整備に対する補助
除雪支援事業	低所得者の高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯などに対する除雪サービス券の交付などの支援
高齢者対応型投雪口設置事業	高齢者などが利用しやすい観音開き型の投雪口の設置

【5年後の目標値】

○克雪住宅普及率

年 度	1戸建住宅数*	本市の補助制度の利用件数*	普及率
令和元年度	9,946戸	2,771件	27.9%
令和7年度（目標年度）		3,100件	31.2%

※1戸建住宅数：国勢調査（平成27年10月1日現在）の「戸建世帯数」の数値

※本市の補助制度利用件数：平成4年度以降に、克雪すまいづくり支援事業補助金、克雪住宅協調整備事業補助金、被災者住宅支援対策事業（雪国すまいづくり支援）補助金などを交付した延べ件数

○高齢者対応型投雪口設置数

年 度	設置数（累計）
令和元年度	399か所
令和7年度	450か所



蓋が軽量な高齢者対応型投雪口